

# 事業主の皆様へ

～障害者雇用納付金、障害者雇用調整金、報奨金の  
申告申請に必要な記載事項、添付書類が追加されます～

**平成26年度申告申請分** (対象期間:平成25年4月1日～26年3月31日) **から**

※平成25年度途中で事業廃止した場合(吸収合併等を含む)は、廃止した日から45日以内に平成26年度申告申請が必要ですのでご注意ください。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部が改正(※)され、次の事項の記載と書類の添付が必要となります。

- ①納付金申告等の添付書類に障害者の労働時間の状況を明らかにする事項を記載。
- ②常時雇用している労働者の数が300人以下である事業主のうち、調整金、報奨金を申請する事業主は、その雇用する障害者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該障害者の労働時間の状況を明らかにする書類を添付。

※障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第54号)



雇用障害者の新たな記載と添付資料  
が必要となる事業主は次のとおりです。  
準備をお願いします。

適用対象 (平成26年度 申告申請から)	平成26年度 申告申請期限 <small>※平成25年度途中で事業廃止 した場合(吸収合併等を含む) は、廃止した日から45日以内。</small>	障害者雇用状況等 報告書(Ⅱ)	添付資料(障害者分)	
		所定労働時間及び 実労働時間の記載	源泉徴収票(写)	障害者手帳等(写)
納付金	H26年4月1日～5月15日	●	不要	不要
調整金(300人超)	H26年4月1日～5月15日	●	不要	不要
調整金(300人以下)	H26年4月1日～5月15日	●	●	●
報奨金	H26年4月1日～7月31日	●	●	●

## 【申告申請を行うすべての事業主の方】

障害者雇用納付金申告書等の「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」に、申告申請期間に係る雇用障害者の各月の以下の時間数を記載する必要があります。

- (1)勤務すべき労働時間数(所定労働時間)
- (2)実際に勤務した労働時間数(実労働時間)

例

申告・申請年月	平成25年4月	平成25年5月	平成25年6月
月毎の所定労働時間	150	150	150
月毎の実労働時間	150	150	135

新しい申告申請様式は機構ホームページをご覧ください。  
(<http://www.jeed.or.jp/>)

## 【常時雇用している労働者の数が300人以下の事業主の方】

調整金・報奨金申請書に以下の書類を添付する必要があります。

- (1)「労働時間の状況を明らかにする書類」として………対象障害者の**源泉徴収票の写し**
- (2)「障害の種類及び程度を明らかにする書類」として………

**身体障害者手帳等の写し／療育手帳等の写し**(各自治体により「愛の手帳」「愛護手帳」「みどりの手帳」等、名称が異なります。)／知的障害者判定機関の判定書等／**精神障害者保健福祉手帳の写し**(申請対象期間が有効期限内であるもの)

※上記例示以外にもありますので、機構ホームページ申告申請書記入説明書でご確認ください。

## 障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

### ◆障害者雇用納付金制度の概要

#### 納付金の徴収

1人当たり月額50,000円(注)

常時雇用する労働者数が**200人**を超える事業主は、

- 納付金の申告が必要  
※法定雇用率(平成25年4月から2.0%)を達成している場合も申告が必要です
- 雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

独立行政法人  
高齢・障害・求職者  
雇用支援機構

平成27年4月から  
100人になります。

#### 調整金の支給

1人当たり月額27,000円

常時雇用する労働者数が**200人**(※)を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

#### 報奨金の支給

1人当たり月額21,000円

常時雇用する労働者数が**200人**(※)以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

#### 在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

#### 在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金支給申請対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

#### 各種助成金の支給

障害者を雇い入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主に対し、申請に基づき費用の一部を助成

(※)平成27年4月から「100人」となります。

法定雇用障害者数を下回っている事業主

法定雇用障害者数

納付金

雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者の数

法定雇用障害者数を超過している事業主

調整金

(注)

- 常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
  - 常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が**1人当たり月額「5万円」から「4万円」**に減額されます。

### お問い合わせ先

- このチラシに関するお問い合わせは、最寄りの高齢・障害者雇用支援センター又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金部審査課(043-297-9652)までお願いいたします。
- その他のお問い合わせ先
  - 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。
    - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
  - 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい。
    - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧くださいか、最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。※高齢・障害者雇用支援センターは、障害者職業センターの一部門です。
  - 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい。
    - ・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。
      - ※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。